岩手県告示第797号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第１項の規定により、同条例第５条第１項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成27年10月６日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　届出者の氏名又は名称　株式会社マイヤ、ＤＣＭホーマック株式会社、大和リース株式会社及び有限会社シメアゲ

２　特定大規模集客施設の名称及び所在地　（仮称）大船渡再開発ショッピングセンター　大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業地内44－１街区及び44－２街区

３　関係書類の縦覧の期間及び場所

（１）　期間　平成27年10月６日から同年11月６日まで

（２）　場所　岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、陸前高田市役所、釜石市役所及び住田町役場